

(財) 安全衛生技術試験協会理事長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(財) 建設業振興基金理事長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(財) 産業医学振興財団理事長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) セメント協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) プレハブ建築協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) ボイラ・クレーン安全協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 建設産業専門団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。



(社) 建築業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 産業安全技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 全国建設産業団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成18年3月7日

(社) 全国建築コンクリートブロック工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る2月3日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月27日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月20日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 全国中小建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立しだところ です。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところ です。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 全国中小建築工事業団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 全国労働衛生団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。



平成 18 年 3 月 7 日

(社) 全日本トラック協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時勢により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成18年3月7日

(社) 日本クレーン協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る2月3日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月27日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月20日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成18年3月7日

(社) 日本中小型造船工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る2月3日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月27日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月20日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本ボイラ協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本化学工業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本化学物質安全・情報センター会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本機械工業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成18年3月7日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る2月3日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月27日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月20日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。



基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本建設機械工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本建設業団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本作業環境測定協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本産業機械工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本石綿協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本倉庫協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本造船工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。



基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本鉄鋼連盟会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本鉄道建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本電機工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本電力建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本土木工業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本道路建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本保安用品協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る2月3日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月27日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月20日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本民営鉄道協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。



(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

大阪石綿紡織工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

関西化学工業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

鉱業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 住宅生産団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところでです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 全国建設機械器具リース業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。



基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 全日本建築士会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本 D I Y 協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本エレベーター協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本化学会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところであります。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところであります。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本建材産業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本建築家協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本建築学会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る2月3日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月27日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月20日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本建築材料協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。



(社) 日本建築士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本建築士事務所協会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本航空宇宙工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本産業車両協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本自動車部品工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成18年3月7日

(社) 日本舟艇工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る2月3日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月27日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月20日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本接着剤工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本塗料工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。



(社) 日本船用工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る2月3日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月27日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月20日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本ビルデング協会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

(社) 不動産協会理事長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

(社) 日本経済団体連合会常務理事 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

(社) 日本自動車工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

住宅リフォーム推進協議会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

セメントファイバーボード工業組合理事長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

せんい強化セメント板協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。



基労発第 0307001 号

平成18年3月7日

全国石綿スレート協同組合連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る2月3日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月27日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月20日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

日本窯業外装材協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

林業・木材製造業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

押出成形セメント板 (ECP) 協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について (依頼)

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」(特別遺族年金・特別遺族一時金)を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

化成品工業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

石油化学工業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

石油連盟会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。



基労発第 0307001 号

平成18年3月7日

全国建設業協同組合連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る2月3日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月27日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月20日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

全国建設産業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところであります。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところであります。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

中央労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

電気事業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

日本鉱業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月 7 日

日本鉄道車輛工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

日本無機薬品協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。



基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

普通鋼電炉工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

日本商工会議所産業政策部長 殿

厚生労働省労働基準局

労 災 補 償 部 長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号  
平成 18 年 3 月 7 日

全国中小企業団体中央会常務理事 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

日本労働組合総連合会総合労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。

基労発第 0307001 号

平成 18 年 3 月 7 日

全国建設労働組合総連合書記長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長

石綿健康被害救済制度等の周知について（依頼）

平素より労災補償行政の推進につきましては格別の御理解と御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、昨年来石綿による健康被害が大きな社会問題となっていることを受け、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方々を隙間なく救済することとし、厚生労働省、環境省が中心となって検討を重ね、「石綿による健康被害の救済に関する法律案」を現在開会中の通常国会に提出し、去る 2 月 3 日に成立したところです。

この法律においては、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより中皮腫・肺がん等にかかり、これにより死亡した方の遺族であって、時効により労働者災害補償保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に対して「特別遺族給付金」（特別遺族年金・特別遺族一時金）を支給することとしています。その施行は、迅速な救済を実現するため今月 27 日とすることが本日の閣議で決定され、支給請求の受付は、今月 20 日から開始することとなりました。

法律成立から支給請求の受付開始まで間もないこと等から、現在、様々な媒体を活用し、本給付金の内容等に関して広くその周知及び広報を行っているところです。

貴職におかれましても、本法の救済制度について御理解をいただくとともに、後日送付させていただきますパンフレット等を活用しての「特別遺族給付金」に係る周知について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働者等であって石綿にさらされる業務に従事することにより、中皮腫、肺がん等にかかり、現在療養中の方等については、従来から労働者災害補償保険の対象になっているとともに、労働者以外の方については、今般の法律により「救済給付」の対象となることとなったことについても、併せて御承知おきいただき、その周知に御配慮賜りますようお願い申し上げます。